

(法 34 条の 16 の 3) [監査法人用(旧制度)]

業務及び財産の状況に関する説明書類

第36期 2023年4月1日から2024年3月31日まで

2024年6月28日作成 (公衆縦覧の開始日)

監査法人名 監査法人コスモス

所在地 名古屋市中村区名駅南1丁目3番18号
NORE名駅6F

代表者 富田 昌樹
新開 智之

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

〈監査法人の目的〉

当法人は、財務書類の監査又は証明及び財務に関するコンサルティング業務を行うことを目的とします。

〈監査法人の沿革〉

1988年6月3日

監査法人コスモス設立許可

1988年6月20日

名古屋事務所 (主たる事務所)、東京事務所 (従たる事務所) 設立登記

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は無限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

2024年3月31日現在では、金融商品取引法監査・会社法監査7社、会社法監査7社、学校法人監査1社、その他の法定監査1社、その他の任意監査62社、計78社について監査証明業務を実施しました。その他の会社等60社に対して非監査証明業務を実施しました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項
該当ありません

(3) 監査証明業務の状況

※2024年3月31日現在
(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	7社	6社
② 金商法監査	0社	0社
③ 会社法監査	7社	0社
④ 学校法人監査	1社	0社
⑤ 労働組合監査	0社	0社
⑥ その他の法定監査	1社	1社
⑦ その他の任意監査	62社	0社
計	78社	7社

(4) 非監査証明業務の状況

その他の会社等60社に対して非監査証明業務を実施しました。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は、財務書類の監査及び証明業務を中核業務と位置づけると共に、財務に関するコンサルティング業務（中小・中堅企業への株式公開支援業務、内部統制構築支援業務等）に特化し、中小・中堅企業が資本市場を積極的に活用できるように支援することを主たる業務活動と位置づけます。

また、これらの業務をとおして、監査法人メンバーの職業専門家としてのアイデンティティが確立され、健全な心・技・体の成長が育まれるよう後押しすると共に、各メンバーがクライアントの健全な発展と持続的成長に寄与することで、社会貢献を図ることを共通の目標とします。

② 経営管理に関する措置

当法人はガバナンス及びリーダーシップに関する方針又は手続を明確にするために、当法人の規模に応じた品質管理システムを効果的に運用するための組織を構築し、品質の管理に関する成果と達成を意識できる組織風土を醸成するための取り組みを実施しています。

当法人は社員会を最高の意思決定機関とし、代表社員から選ばれる統括代表社員を筆頭として代表社員・社員により構成されています。また、経営執行機関として経営委員会が組織され、代表社員・社員の中から品質管理に関する最高責任者が選任され品質管理委員会を構成し、品質管理部会、情報システム管理部会を組織しています。

社員会は、全社員により構成され、重要な法人の意思決定を行います。社員会の意思決定項目については、社員会規則に従うとしています。

経営委員会は、代表社員全員により構成され、日常業務における経営の執行を行います。経営委員会の意思決定項目については、経営委員会規則に従うとしています。

品質管理委員会は、品質管理責任者を筆頭として複数の代表社員・社員から構成され、品質管理システム全般の意思決定を行います。品質管理委員会の意思決定項目は品質管理委員会規則に従うとしています。

品質管理部会は、社員または職員により構成され、品質管理の整備運用についてのモニタリングの補助を行い、監査現場環境や監査実務や品質管理制度の変化について品質管理委員会に報告し、品質管理上の改正点について検討の上、品質管理委員会に上申する役割を負います。

情報システム管理部会は、情報セキュリティ規程などを整備し、その運用にあたり運用状況をモニタリングします。また、品質管理システム上の情報システムに関する事項について規程に定められた活動を行います。当該活動は情報セキュリティ基本方針に従うこととしています。

③ 法令遵守に関する措置

当法人は、業務の品質を第一とする運営基本方針を定め、公認会計士法及びその関係法令並びに日本公認会計士協会の倫理規則、上記に基づく品質管理規程の遵守を全構成員に義務付けています。

また、統括代表社員は、定期的に「経営理念」、「行動指針」、「品質管理運営方針」、「経営方針」及び「社是」を周知する中で、法令遵守に関するメッセージを発信しています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保(独立性の保持のための方針の策定)

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則（以下「倫理規則」という。）に基づき、以下の職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めるとともに、専門要員がこれを遵守していることを確かめています。

また、当法人では、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために独立性の保持のための方針及び手続を定めています。

なお、当法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確保するため、全ての監査要員に対して「監査人の独

立性チェックリスト(実務ガイダンス)」の提出を求め、独立性に対する阻害要因の有無を確認しています。

さらに、監査業務の主要な担当者の長期間の関与に関して、大会社等の監査業務については、監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間（7会計期間）のローテーションを義務付けています。

② 業務に係る契約の締結及び更新

契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。これには、当法人として、関与先の誠実性等について慎重に判断すること及び当法人として監査を実施するための適性、能力及び人的資源を勘案すること等が含まれています。関与先の誠実性等については、関与先に重要な影響力のある株主、経営者等の姿勢や統制環境に関する情報などを考慮して検討しています。

また、反社会的勢力及び反市場的勢力との繋がりを根絶するため、新規受嘱のみならず既存のクライアントに対しても必要に応じて情報検索（スクリーニング）を実施しています。

更に、他法人からの交代案件については、交代の理由も含め慎重に対応しており、既存のクライアントに対しても、継続企業的前提に疑義の生じた場合等監査リスクが極めて高くなった場合には、契約継続に関して慎重な判断を行うこととしています。

他方、監査を実施するための監査要員の適性、能力及び人的資源については、関与先の属する産業の知識を習得又は有しており、職業的専門家として適切に業務に対応し得るかどうか、関連する規制等に関する経験等を有している監査要員を中心に対応可能かどうかなどを検討しています。

また、多様な企業との契約締結が可能となるように、社内研修により多様な事業の知識や業種特有の会計や監査事例に関する知識の習得、OJTによる経験の習得にむけた人材育成を実施しています。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

当法人は、品質管理運営方針において、全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないことが品質管理運営方針で定められており、その上で、以下の事項を実施することとしています。

- ・監査業務の品質を優先することが当法人の方針であり、この方針を、専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する方針及び手続に反映させること
- ・当法人の営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないように、各管理者の責任を定めること
- ・会計士協会の倫理規則に基づいて業務執行社員の交替に関する規定を品質管理規程に設けていること

上記運営方針に従い、当法人の社員の報酬については、「パートナー評価制度」及び「役員報酬・退職金制度・報酬預り金制度」に基づき、各年度で

社員それぞれの能力力量評価を実施し、品質管理の評価結果を反映した上で決定しています。

なお、社員の報酬については社員会で決定しています。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

会計監査業界を取り巻く膨大な制度や規則は、頻繁に制定改廃されていることから、公認会計士は、職業的専門家としての知識を継続的に更新するとともに、自らの能力開発を積極的に行うことが求められています。

当法人では、専門要員として必要となる知識・情報の習得、更新や能力開発を積極的に支援しています。具体的には、専門要員の要望などを品質管理部会（品質管理委員会の下部組織）が調査し、これらの要望を踏まえて、研修計画を策定しています。

また、当法人独自で開催する研修の策定・遂行・管理、日本公認会計士協会のeラーニングからの研修計画について当法人内へ展開し、専門要員の研修受講を促進し、CPD単位取得の定期的な確認を実施しています。

さらに、専門要員に対して、組織人として必須なコミュニケーション能力やマネジメント能力等が向上するよう、会計監査の領域以外の研修の受講機会も提供しています。個々人のあらゆる面での能力向上が、当法人全体としての組織力底上げに繋がり、最終的にはクライアントに対して質の高い業務を提供できるものと考えています。

④ 業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

当法人では、監査業務に係る専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を以下のとおり定めています。

業務執行社員は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項、さらには不正事案に関して、専門的な見解の問合せを実施します。

専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、品質管理委員会を専門的な見解の問合せの窓口とし、あらかじめ定めた専門家への問合せについて適切に検討のうえ、品質管理委員会での決定により専門家への問い合わせを実施する方針です。

また、専門的な見解の問合せの専門家の選定に際しては、専門家としての能力、適性について十分に考慮しています。

イ. 監査上の判断の相違の解決

業務執行社員と審査担当社員の意見が相違する場合には、適時に当該監査業務にかかる意見審査について品質管理委員会に上程します。

品質管理委員会へ上程した事項について、原則は事前審査事項の有無について確認し、事前相談の検討及び回答を実施し、事前相談項目の監査業務に関する最終の監査意見審査まで、品質管理委員会によって審査を実施します。

ウ. 監査証明業務に係る審査

当法人では、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定めています。

これには、審査の内容、実施時期及び範囲、審査担当の適格性、客観性及び審査の記録及び保存が含まれています。当該方針及び手続に従い、監査意見表明にあたっては審査担当社員による審査を実施しています。

また、監査上、特に重要な判断を伴う事案については、社員会で審議しています。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

現時点において、最終的な監査調書は紙面となっているため、監査ファイルの最終的な整理後は監査調書の原本については、封印をした上で、外部倉庫に預けることとしており、監査チームが原本にはアクセスできないように規定化しています。

なお、2024年7月以降開始する事業年度から電子調書を導入することとしています。

監査調書のアーカイブの期限である監査証明の日付から起算して60日程度以内の間に、電子監査調書のアーカイブの実施状況、不正リスク対応監査項目及び会計上の見積り等の重要な監査項目について、品質管理委員会メンバーが、公認会計士法上の大会社等に係る監査業務に対して監査調書の確認を実施し、問題点の抽出、適切な監査手続実施のためのアドバイスを実施する予定です。

⑤ 業務の品質の管理の監視に関する措置

当法人は、品質管理システムを監視するために、品質管理委員会で定期的な検証及び日常的監視を実施しています。

定期的な検証においては、業務執行社員が3年に1回は必ず検証対象となるように検証計画を立案しています。また、定期的な検証に必要な資源を十分に確保し、品質管理委員会メンバーだけでなく品質管理部会メンバーによる適切な期間、適切な人員による深度ある定期的な検証が実施できるように心がけています。

また、日常的監視では、監査実務の契約締結から監査報告書の保管までの個別の監査業務の完了状況や書面(2025年3月期からは電子調書)の保管状況について、品質管理委員会メンバーが毎月確認を実施しています。

⑥ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

当法人では品質管理委員長の所管の下、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、以品質管理のシステムの整備及び運用を行っているが、品質管理に関する最終的な責任は統括代表社員が負うこととしています。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の最高意思決定機関である社員会は公認会計士のみによって構成し、社員会が認めた場合のみ社員以外の者が社員会に出席し意見を述べるができることとしています。また、監査証明業務に係る契約の締結・監査業務の執行及び監査業務に係る審査を公認会計士である社員が執行する方針であります。

なお、2024年3月31日現在、当法人では特定社員を選任しておらず、当法人の定款には特定社員が当法人の意思決定に関与する旨および重要な意思決定機関の構成員たる旨の定めはありません。

- (4) 直近において公認会計士法第46条の9の2 第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

品質管理レビュー 2023年11月

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当法人の統括代表社員は、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しています。

5. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。)又は他の監査法人との業務上の提携(法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。)に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当ありません

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当ありません

- (3) 当該業務上の提携の内容

該当ありません

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

Prime Global

(2) 提携を開始した年月

2007年5月25日

(3) 業務上の提携の内容

海外のメンバーファームからの照会への対応及び業務の委託が主な内容であります。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要該当ありません

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
10人	0人	10人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	監査証明業務を含む 監査法人の活動に係 る重要な事項の決定	10人	0人	10人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)名古屋事務所	名古屋市中村区名駅南 1-3-18 NORE名駅6F	8人	0人	8人	25人
(従)東京事務所	東京都中央区日本橋1-2- 19 日本橋ファーストビル7F	2人	0人	2人	35人

四. 監査法人の組織の概要

組織図を添付

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第35年度 2022年4月1日～ 2023年3月31日	第36年度 2023年4月1日～ 2024年3月31日
売上高		
監査証明業務	659,684	791,564
非監査証明業務	172,073	136,322
合計	831,757	927,886

2. 直近の二会計年度の計算書類

該当ありません

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

該当ありません

4. 供託金の額

該当ありません

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当ありません

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

監査の種類	会社名
金商法・会社法監査	株式会社アーコア
金商法・会社法監査	アスカ株式会社
金商法・会社法監査	株式会社オーイズミ
金商法・会社法監査	株式会社安江工務店
金商法・会社法監査	株式会社 KVK
金商法・会社法監査	株式会社 QLS ホールディングス
その他の法定監査	山梨県民信用組合

監査法人コスモス 組織図 (2024年3月31日現在)

在)

